

令和 7 年 7 月 10 日

長野県知事 様

令和 6 年度長野県産業廃棄物 3 R 実践協定 実施結果報告書

下記のとおり、産業廃棄物 3 R 実践計画の実施結果報告書を提出します。

協定期間	令和 4 年度から令和 6 年度		
会 社 名	株式会社 常 富 興 業		
住 所	〒391-0012 長野県茅野市金沢 4 2 1 5 - 4		
代 表 者 名	代表取締役 朝 岡 賢 一		印
区 分	中間処理 ・ 最終処分		
許 可 番 号	2 0 2 2 0 1 0 7 4 1		
処 理 施 設 所 在 地 (複数ある場合はそれぞれ記入)	施設名	所 在 地	
	坂室中間処理場	長野県茅野市宮川竹原 7 2 1 0 - 1	
担 当 部 署	開発事業部		
担 当 者 名	稲 田 英 樹		
連 絡 先	T E L	0 2 6 6 - 7 2 - 0 9 6 6	
	F A X	0 2 6 6 - 7 2 - 9 5 9 1	
	電子メールアドレス	h-inada@tsunetomi.co.jp	

1 目標達成状況

* 当年度目標値は、当年度実践計画書への記載数字を記入する。

* 当年度実績値は、計画期間における目標値に対する実績値を記入する。

(1) リサイクル率実績 (中間処理の場合) (%)

廃棄物の種類	当年度目標値及び実績値		過年度実績値	
	令和 6 年度 目標値	令和 6 年度 実績値	令和 5 年度 実績値	令和 4 年度 実績値
がれき類	100	99	99	99

(2) 再生利用実績 (中間処理業者の場合)

(t)

廃棄物の種類	当年度目標値 及び実績値		過年度実績値		用 途
	令和 6 年度 目標値	令和 6 年度 実績値	令和 5 年度 実績値	令和 4 年度 実績値	
がれき類	4,000	2,406	4,171	5,035	再生砕石・ 再生合材骨材原料

(3) 最終処分量実績

(t)

廃棄物の種類	当年度目標値及び実績値		過年度実績値	
	令和 6 年度 目標値	令和 6 年度 実績値	令和 5 年度 実績値	令和 4 年度 実績値
廃プラ混合	0	0	0	0
石綿含有廃棄物	0	4.0	0	0

2 産業廃棄物の種類、排出量、処理量、処理方法、排出ガス、排出水等に関する情報公開実績

- ・ 自社ホームページで情報開示を継続して実施した。
- ・ 中間処理場の雨水放流水については毎年 1 回の水質検査を行い関係区等に報告書を提出した。
- ・ 排出ガスについては該当がありません。

3 産業廃棄物処理施設 (中間処理施設等・最終処分場) の地域への公開実績

施設の名称	施設公開状況			
	日 時	対象者	人数	内 容
坂室中間処理場	R06・4・7	坂室区役員 区議会議員	10名	中間処理場設置場所、保管場所、 排水施設の確認

4 中間処理・最終処分を委託した処理業者（施設）の現地確認実績（中間処理業者）

区 分	廃棄物の種類	現地確認結果（確認回数、確認日、確認状況等）
中間処理場	廃プラスチック がれき類、木くず	R6年9月に産業廃棄物担当者により現地確認を行い適正処理を 確認した。 (株) タカトミ小林組
	金属くず	R6年5月 鉄筋等の金属くずは有価物として保管し、業者に引渡し 受入・処理状況確認。 大王興業（株）
最終処分場	石綿含有建材	処分場が遠隔地のため、マニフェスト及び処分状況写真にて確認 した。

5 従業員教育（研修）実績

実施月日	対象者	実施内容
R06・6・	処理業務担当者	産業廃棄物処理業務における委託契約について。
R06・9・	処理業務担当者	産業廃棄物処理業務における労災事故防止。
R05・11・26	社員全員	建設現場業務及び、産業廃棄物処理業務における労災 事故防止。JWセンタービデオ視聴

6 排出事業者への協力要請実績

・がれき類は再生砕石及び再生合材用骨材原料として全量リサイクルして製品化している為、がれき類 以外の廃棄物が混入しないよう、ごみ類の除去、タイル等陶磁器くずの分別除去、コンクリート塊とアスファルト塊の仕分け搬入の徹底を依頼。 ・タイルについては再生砕石の品質維持及び、アスベスト混入品を受入れる可能性があるため受入れ不可としている。 ・工作物解体時がれきに混入してくるスレート波板・煙突・配管等の石綿含有建材については、全て排出事業者へ返還して、適正処理するよう依頼した。
--

7 リサイクル技術向上に向けた取組み実績

・RC造の建築物では、躯体部分に六価クロムが多く含まれるため、再生砕石に六価クロムの溶出が見られるので、原則として受け入れはしない。（但し成分分析で基準値以下の数値である場合は受け入れ可とする。） ・アスファルト再生砕石は、自社施設（資材置き場・残土処理場）の路盤材として利用する一方、駐車場や別荘内の通路で表層路盤材としても使用されている。 ・アスファルト塊については、合材プラントの再生骨材原料とするのが合理的であると考え。破碎処理実施。

8 不法投棄・不適正処理を発見した場合の協力実績

・今年度も、委託契約を伴わない処分依頼が電話で多数寄せられたが、地域外の解体業者であったため受け入れを拒否した。（このような業者の持ち込む瓦礫には多くの有害混入物が含まれる） ・事業所周辺での不法投棄が数件認められたが一般廃棄物であったため分別回収して適正に処理をした。
--

9 その他独自に取り組んだ事項についての実績

※環境認証制度※の取得、電子マニフェスト（公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター）の導入等を含む。

- ・今年度も電子マニフェスト導入に向けて、同システムについての調査・研究及び準備を継続しました。解体工事におけるマニフェスト発行が煩雑となり来年度導入を目指す。
- ・初めて受託をする排出事業者については、事前に現場の状況を確認させてもらい、受託の可否を判断して通告し、併せて分別の徹底と、ゴミの除去を依頼するようにした。また、委託契約書の作成についても指導しています。
- ・がれき類の持ち込みにあたって、マニフェストの持参と運搬車両の掲示義務及び過積載について、規則を遵守するよう指導を行っている。
- ・受入は全て予約制としているので、不適正品の混入について、予約の段階で内容確認を行い、許可外、規格外のがれき類を受け取らないよう徹底し、持ち込み業者にも協力を依頼している。（特に瓦・タイル・スレート板・床材等）監視カメラで持ち込み状況を確認している。

※環境 ISO 14001、エコアクション 21 等